

八尾市西郡地域公園整備に向けた検討業務 選定基準

選定方法

1. 事業者が作成した提案書、資料、プレゼンテーション及び見積書について、選定委員は評価基準に記載の観点から採点を行い、合計点数を評価点数とし、各選定委員の評価点数の合計点を「総合評価点数」として、総合評価点数が最も高い事業者を優先交渉権者として決定する。なお、審査は事業者名を伏せて行う。
2. 評価点数は 100 点を満点とする。ただし、総合評価点数が満点の 6 割に満たない場合は失格とする。
3. 審査は、書類審査及びプレゼンテーションの内容を踏まえて総合的に評価を行うものとする。
4. 提案者が 4 者以上ある場合は、事前審査で、提案書、見積書、類似業務の実績の書類審査を行い、その評価点数の高い 3 者をプレゼンテーション審査の対象とする。
5. 総合評価点数の同じものが 2 者以上ある時は、企画提案内容の合計点が高いものを上位とする。なお、企画提案内容の合計点も同じ場合は、過去の業務実績、実施体制、プレゼンテーション、見積金額の順で評価項目の合計点を比較し、差が生じた時点で合計点が高いものを上位とし、優先交渉権者を選定する。
6. 優先交渉権者との協議が合意に至らなかった場合は、次点者と協議に入ることとする。
7. 見積金額は、別表「経費に関する採点基準」により採点する。また、委託予定額の上限を超えている場合は失格とする。
8. 提案者が 1 者であっても審査を実施し、総合評価点数が 6 割以上の場合、その者を優先交渉権者として選定する。

<評価基準>

採点の目安

非常に良い	良い	普通	やや劣る	劣る
5	4	3	2	1

<別表「経費に関する採点基準」>

提案金額	採点基準	配点
5,000 千円	市設定額と同額	0 点
4,750 千円以上 5,000 千円未満	市設定の 95%以上 100%未満	1 点
4,500 千円以上 4,750 千円未満	市設定の 90%以上 95%未満	2 点
4,250 千円以上 4,500 千円未満	市設定の 85%以上 90%未満	3 点
4,000 千円以上 4,250 千円未満	市設定の 80%以上 85%未満	4 点
4,000 千円未満	市設定の 80%未満	5 点